

みんなと学ぶ みんなと育つ

障害のある児童・生徒の 就学先決定システムが変わりました！

近所の友だちと、
これからも一緒に大き
くなって欲しい！

まわりに迷惑をかけな
いかな？通常学級では
なんの配慮もしてもら
えないのかな？

学校が受け入れ
てくれなかった
ら、どうしよう…

障害のある子は、特
別支援学校、特別支
援学級に就学するの
が当たり前なの？

1人でできるこ
とが増えたら、一
緒に学ぶことが
できるの？



2013年9月、学校教育法施行令が改正され、それまでの障害の種類によって就学先を振り分ける「原則、分離別学」を改め、「総合的判断」により市町教育委員会が就学先を決定するしくみになりました。

その基本的前提として、市町教育委員会は本人・保護者に対し「十分な情報提供」をしつつ、「本人・保護者の意見を最大限尊重」し、本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について「合意形成」を行うことを原則とし、最終的には市町教育委員会が決定することが適当であるとされています。

共に育つのがあたりまえの姿

子どもたちは、「障害のある子」である前に、「地域の子ども」「地域の学校の子ども」です。「地域の友だち」と共に育つ権利を持っています。しかし、長い間日本では、障害の種類によって就学先を振り分ける「原則、分離別学」が行われ、本人や保護者の願いを無視した就学指導も行われてきました。

世界が向かっている方向は「インクルージョン」

いま、世界では、インクルージョン(多様な人々が対等に関わりあいながら一体化すること)へと大きく舵が切られています。2006年、国連では「障害者権利条約」が採択され、①障害者は権利の主体 ②「共に」が原則 ③合理的配慮の否定は差別 であることが確認されました。教育に関しても、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けることが明記されました。

日本における法整備

日本では、この「障害者権利条約」批准に向け、国内法の整備が進められ、2011年「障害者基本法」改正、2012年「障害者総合支援法」成立、2013年には「障害者差別解消法」成立、「障害者雇用促進法」改正が行われました。そして、同年9月には「学校教育法施行令」が改正され、障害を持つ児童・生徒の就学先決定システムが改められました。

ゆたかな学びってなんだろう？

変わるべきは子どもではなく、学校そして社会。違いを認め合い共に育つ学校こそ、真にゆたかな学びの場であると、私たちは考えます。



広島県教職員組合 (2014.9 作成)

〒732-0052 広島市東区光町 2-8-32 エコード広島 3F
電話：082-264-3222 メール：hnet@lime.ocn.ne.jp